

い。郵便で請求する場合は、返信用郵便切手をはつぶし先及び郵便番号明記の封筒を同封するといふ。

書留郵便として、往復用郵便と「さへなまて」の合計額とする。

三 昭和四十六年度において、郵便規則(昭和三十四年郵政省令第十四号)第三十二条第十四号の規定により、士、第三級無線通信士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の指揮の下に行なうこと。

四 昭和四十六年度において、新たに設置すべき設備の種類および数量は、別表のとおりとし、それによる資金の額は、一四億七、七三八万円およびその附帯施設の設置に要する経費に相当する額の合計額とする。

五 物的流通の革新に即応する一貫流通体制を確立するため、各流通團地への共同進出、共同倉庫の建設、共同荷役、共同配達、電子計算機の共同使用等を推進する。

六 事業協同組合の活動の活発化を図るために、全国の事業協同組合の理事長会議を開催して既存の事業協同組合の活動状況の具体的な事例等の周知徹底を図るほか、先進事業協同組合の実情視察等により事業協同組合相互間の交流を深める。

七 倉庫經營の近代化を図るために、倉庫事業經營指標(運輸省作成)を利用して経営分析を行なう。

八 雇用の安定および労働力の質的向上を図るために、作業の機械化、職場環境の整備、教育訓練等を推進する。

九 保管需要の確保を図るために、保管だけでなく荷主の要請に応じて仕訳、加工、詰合せ、包装、計量、配達、情報提供等をあわせ行なう流通業へ脱皮を図る。

十 需要を開拓するため、営業倉庫利用による物流システムに関するマニュアルを作成する。

十一 倉庫業の地区連合会が未結成である地区については、その設立を推進する。

十二 本実施計画に沿った近代化推進の具体的方針を樹立するため、普通倉庫業近代化中央推進協議会および各普通倉庫業地方近代化促進会議の合同会議を開催する。

十三 その他基本計画に掲げる事項について、その着実な実施を図る。

別表

昭和46年度において新たに設置すべき設備の種類及び数量			
機種	設備保有金額 (中・外・企・業)	新設台数 (中・外・企・業)	設備新設金額 (中・外・企・業)
クレント	941台	46台	312,755千円
ホイスト	1,231	47	51,429
コンベア(バイラーカー含む)	10,341	449	99,667
エレベータ	609	60	353,340
スタッカーライフ	950	39	55,320
パフォーマンス	725,270枚	173,977枚	438,525
保管	3,515台	416台	587,209
計	358,833m <sup>2</sup>	36,655m <sup>2</sup>	579,134
	—	—	2,477,319千円

○郵政省告示第五百六十九号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十二条第十四号の規定により、無線従事者の資格を要しない場合を次のとおり定める。

この告示は、昭和四十六年八月十日限り、その効力を失う。

郵政大臣 廣瀬 正雄

昭和四十六年八月一日

財團法人ボイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)が主催する第十三回世界ジャンボ

ア局の無線設備の操作に係る技術的能力に因し当該外国人の国籍の属する国の政府の証明書(以下「証明書」という。)を有するものが、次に掲げる条件により、第十三回世界ジャンボリーに使用するため

静岡県富士市根原に日本ボイスカウトアマチュア無線クラブが開設するアマチュア局の無線設備の操作を行なう場合

- 1 日本ボイスカウトアマチュア無線クラブの構成員である第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の指揮の下に行なうこと。  
2 その者の有する証明書に記載されている資格において行なうことができるものとされる無線設備の操作の範囲内(指揮をする無線従事者の操作の範囲内に限る。)で行なうこと。  
3 証明書を携帯すること。
- 郵政省告示第五百七十号  
外国郵便為替規則(昭和三十四年郵政省令第四号)第八条、南西諸島との間の郵便為替の特例に関する規則(昭和四十年郵政省令第二十五号)第七条及び外国郵便振替規則(昭和四十年郵政省令第四十五号)第十条の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第一百十九号(外国郵便為替等に適用する外貨幣換算割合の件)の別表を次のとおり改正する。  
昭和四十六年八月一日
- 郵政大臣 廣瀬 正雄
- 別表
- | 通   | 貨      | 外國郵便為替等に適用する換算割合 | 割合換算割合 |
|---|--------|------------------|--------|
| アメリカ合衆国通貨(1ドルにつき)   | 357.85 | 356.15           | 356.15 |
| カナダ國通貨(1ドルにつき)  | 885.60 | 861.20           | 861.20 |
| オーストラリア國通貨(1ドルにつき)  | 351.75 | —                | —      |
| スウェーデン國通貨(1クラーネにつき)   | 87.65  | 87.10            | 87.10  |
| デンマーク國通貨(1ギルダーにつき)  | 103.45 | 102.80           | 102.80 |
| オランダ王國通貨(1フランにつき)   | 69.40  | 68.95            | 68.95  |
| ベルギー王國通貨(100フランにつき)   | 64.95  | 64.55            | 64.55  |
| オーストリア共和国通貨(1シリングにつき)   | 100.75 | 100.10           | 100.10 |
| テスマール王國通貨(1クローネにつき)   | 721.30 | 717.20           | 717.20 |
| ノルウェー王國通貨(1クローネにつき)   | 14.40  | 14.25            | 14.25  |
| イタリア共和国通貨(100リラにつき)   | 47.75  | 47.45            | 47.45  |
| オーストリア連邦通貨(1ドルにつき)  | 50.40  | 50.05            | 50.05  |
| 昭和四十六年八月一日  | 57.45  | 57.05            | 57.05  |
| 郵政省告示第五百七十号<br>郵便規則(昭和三十四年郵政省令第十四号)第三十二条第十四号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第一百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。 | 404.00 | —                | —      |

昭和四十六年八月一日

○郵政省告示第五百七十号  
郵便規則(昭和三十四年郵政省令第十四号)第三十二条第十四号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第一百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

使 用 局 記 念 事 項 名 称 郵政大臣 廣瀬 正雄  
長崎県 島原郵便局 第十三回国立公園大会 使 用 期 間 昭和四十六年八月四日から同八月五日まで

兵庫県 小浜郵便局 第五十二回全国高等学校野球選手権大会 終了当日まで

東京都 芝郵便局 第二十二回ボイスカウト世界会議 昭和四十六年八月十一日から同八月十七日まで

神奈川県 小田原郵便局 世界の珍らしい切手展 同

静岡県 静岡郵便局 郵便百年記念切手展 昭和四十六年八月十二日から同八月十八日まで

兵庫県 姫路郵便局 開局百年記念切手展 同